

# 第10次堺市交通安全計画

(平成28年度～平成32年度)

～交通事故のないまちを目指して～

堺市交通安全対策会議

# ま え が き

車社会化の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和 20 年代後半から 40 年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者が著しく増加した。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和 45 年 6 月、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定された。

これに基づき、46 年以降、国では交通安全基本計画を作成、本市においても平成 5 年から交通安全計画を作成し、国、府、市、関係団体等が一体となって道路交通の安全対策を強力に推進してきた。

その結果、堺市内の交通情勢は、昭和 46 年に 73 人の方が道路交通事故で死亡し「第 1 次交通戦争」と呼ばれた時期と比較すると、昭和 52 年の死者数は 37 人となり約半数まで一旦は減少した。

その後、増減を繰り返しながら平成 2 年には 75 人と大幅に増加したものの、平成 23 年には 14 人となり統計史上最少となるまで減少した。

これは、国、府、市、関係民間団体のみならず、市民の十分な理解と協力の下、一丸となって長年取り組んできた努力のたまものである。

しかしながら、その一方で、道路交通事故件数は、依然として高い状態で推移しており、今や事故そのものを減少させることが求められている。いうまでもなく、交通事故の防止は、国、府及び市等が有機的に連携することはもとより、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない、重要な課題である。

人命尊重の理念のもとに、安全で安心して暮らせる交通事故のないまちを目指して、道路交通全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を推進していかなければならない。

この第 10 次堺市交通安全計画は、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間に講ずべき堺市における道路交通の安全に関する施策の大綱として定めたものである。

この計画に基づき、国、府、市及び関係団体等がより一層の連携を保ち、交通情勢や地域の実情に応じた交通安全に関する諸施策を市民の十分な理解と協力を得て、強力に実施するものとする。

# 目 次

計画の基本理念	1
第1章 道路交通の安全	4
第1節 道路交通事故の現状と今後の道路交通安全対策を考える視点	5
1 道路交通関係指標の推移	5
(1) 人口	5
(2) 道路	6
(3) 自動車等保有台数	6
(4) 運転免許保有者数	6
2 道路交通事故の現状	8
(1) 道路交通事故の現状	8
(2) 最近の交通事故の状況及びその特徴	10
3 今後の道路交通安全対策を考える視点	10
I 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象	11
(1) 高齢者及び子どもの安全確保	11
(2) 歩行者及び自転車の安全確保	11
(3) 生活道路及び幹線道路における安全確保	12
II 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項	12
(1) 先進技術の活用推進	12
(2) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	12
(3) 地域ぐるみの交通安全対策の推進	12
4 第10次堺市交通安全計画における目標	13
第2節 講じようとする施策	13
1 交通安全思想の普及徹底	13
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	14
(2) 効果的な交通安全教育の推進	18
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	19
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	22
(5) 市民の参加・協働の推進	22
2 安全運転の確保	23
(1) 運転者教育等の充実	23
(2) 運転免許制度の改善	25
(3) 安全運転管理の推進	25
(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	26
(5) 道路交通に関連する情報の充実	28
3 道路交通環境の整備	30
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	30
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	31

(3) 交通安全施設等整備事業の推進	33
(4) 歩行者空間のバリアフリー化	35
(5) 無電柱化の推進	35
(6) 効果的な交通規制の推進	35
(7) 自転車利用環境の総合的整備	35
(8) 高度道路交通システムの活用	36
(9) 交通需要マネジメントの推進	38
(10) 災害に備えた道路交通環境の整備	38
(11) 総合的な駐車対策の推進	39
(12) 道路交通情報の充実	40
(13) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	41
4 車両の安全性の確保	43
(1) 自動車アセスメント情報の提供等	43
(2) 自動車の検査及び点検整備の充実	43
(3) リコール制度の充実・強化	44
(4) 自転車の安全性の確保	45
5 道路交通秩序の維持	46
(1) 交通の指導取締りの強化等	46
(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	47
(3) 暴走族対策の推進	47
6 救助・救急活動の充実	50
(1) 救助・救急体制の整備	50
7 被害者支援の充実と推進	52
(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等	52
(2) 損害賠償の請求についての援助等	52
(3) 交通事故被害者支援の充実と強化	53
8 調査研究の充実	54
(1) 交通実態調査等の推進	54
(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実・強化	54
(3) 交通安全教育に関する研究	54
第2章 踏切道における交通の安全	55
第1節 踏切事故の現状等	56
1 踏切事故の現状	56
2 第10次堺市交通安全計画における目標	56
第2節 踏切道における交通の安全についての対策	57
1 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	57
2 講じようとする施策	57

(1) 踏切道の連続立体交差化、構造の改良及び 歩行者等立体横断施設の整備等の促進 . . . . .	58
(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 . . . . .	58
(3) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 . . .	58
資 料 編 . . . . .	59

# 計画の基本理念

## 1 交通事故のないまちを目指して

我が国は、本格的な人口減少と超高齢社会の到来というかつて経験したことのない新たな時代を迎えている。また、交通手段の選択においても、地球環境問題への配慮が求められてきている。このような大きな環境変化を乗り越え、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、市民すべての願いである安全・安心を確保していくことが極めて重要である。

交通事故により、毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると、道路交通における交通安全の確保は、「安全で安心なまち」の実現を図っていくための重要な要素である。

道路交通における交通安全対策については、その重要性からこれまでも様々な対策がとられてきたところであるが、依然として交通事故件数は高い水準で推移しており、更なる対策の実施が必要である。人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のないまちを目指し、悲惨な交通事故の根絶に向けて、今再び、新たな一歩を踏み出さなければならない。

## 2 人優先の交通安全思想

高齢者、障害者、子ども等の交通弱者や、道路交通において弱い立場にある歩行者の安全を確保するための「人優先」の交通安全思想を、あらゆる施策を推進する際の基本とすべきである。

## 3 先端技術の積極的活用

これまで様々な交通安全対策がとられ、交通事故は一定の減少を見たところである。今後、道路交通において、更なる交通事故の抑止を図り、交通事故のない社会を実現するためには、あらゆる知見を動員して、交通安全の確保に資する先端技術や情報の普及活用を促進するとともに、新たな技術の研究開発にも積極的に取り組んでいく必要がある。

## 4 交通社会を構成する三要素と係る安全対策

### (1) 人間に係る安全対策

交通機関の安全な運転を確保するため、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、資格制度の強化、指導取締りの強化、運転の管理の改善、労働条件の適正化等を図り、かつ、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化等を図るものとする。また、市民一人ひとりの交通安全に関する意識を改革していくことが極めて重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させる。その際、住民が身近な地域や団体において、地域の課題を認識し自ら具体的な目標や方針を設定したり、交通安全に関する各種活動に直接か

かわったりしていくなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していけるような仕組みを作ることが、市民自らの意識改革を行う上では必要となる。

## **(2) 交通機関に係る安全対策**

ヒューマンエラーを原因とした事故防止を図る観点から、人間はエラーを犯すものとの前提のもとで、それらのエラーが事故に結び付かないように、不断の技術開発によってその構造、設備、装置等の安全性を高めるとともに、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、高い安全水準を常に維持させるための措置を講じ、さらに、必要な検査等を実施し得る体制を充実させる。

## **(3) 交通環境に係る安全対策**

機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、交通管制システム及び交通に関する情報の提供の充実、効果的な交通規制や施設の老朽化対策などを図る。また、交通環境の整備にあたっては、人優先の考えのもと、人間自身の移動空間と自動車や鉄道等の交通機関との分離を図るなどにより、混合交通に起因する事故の危険を排除する施策を充実させる必要がある。

## **5 情報通信技術（ICT）の活用**

人間、交通機関、交通環境の三要素を結び付け、有効かつ適切な交通安全対策を講ずるため、情報通信技術等の積極的な活用を図る。また、そのための基礎として、交通事故原因の総合的な調査・分析の充実・強化を図る。

## **6 救助・救急活動及び被害者支援の充実**

交通事故が発生した場合、その被害を最小限に抑えるための迅速な救助・救急活動や、負傷者の治療の充実等を図る。また、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）を踏まえ、交通安全の分野における被害者支援の充実を図る。

## **7 参加・協働型の交通安全活動の推進**

交通事故防止のために国の機関、府及び市、関係民間団体等が緊密な連携を図ることはもとより、市民が交通安全に関する施策に計画段階から参加できる仕組みづくりを行い、市民の十分な理解と協力のもと地域の特性に応じた取組が可能となるような参加・協働型の交通安全活動を推進する。

## **8 効果的・効率的な対策の実施**

現下の厳しい財政事情を踏まえつつも、悲惨な交通事故の根絶に向けて地域の实情に沿った効果的な対策に集中して取り組んでいくために、多方面にわたる交通安全に関する施策を有機的に連携させ、総合的かつ効果的に実施する。また、諸施策を少子高齢化、国際化等の社会情勢の変化や交通事故の状況、交通事情等の変化に弾力的に対応させるとともに、地震等に対する防災の観点にも適切な配慮を行うなど、適切な施策を選択し、

重点的かつ効果的に実施する。

## **9 公共交通における一層の安全の確保**

このほか、日常生活を支え、一たび交通事故等が発生した場合には大きな被害となる公共交通の一層の安全を確保するため、保安監査の充実等、事故防止対策の充実を図る。

## 第1章 道路交通の安全

### <道路交通事故の現状等>

交通事故死者数については、平成23年には統計史上最少となる14人となったが、平成25年には18人となるなど各年で増減がある。一方で発生件数、負傷者数については、減少傾向を維持しているものの、依然として高い数値で推移している。



### <道路交通安全における目標>

人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指し、悲惨な交通事故根絶に向け、市民の理解と協力のもと諸施策を総合的かつ強力に推進し、本計画の最終年の平成32年までに

交通事故死者数を10人以下にする。

(※この10人に大阪府内における平成27年中の24時間死者数と30日以内の死者数の比率を乗ずると、30日以内死者数 おおむね12人以下)

交通事故死傷者数を3,800人以下にする。



### <今後の交通安全対策を考える視点>

経済社会情勢や交通情勢等を踏まえながら、次のような視点を重視して効果的な道路交通の安全対策を推進する。

- 1 高齢者及び子どもの安全確保
- 2 歩行者及び自転車の安全確保
- 3 生活道路及び幹線道路における安全確保



### <具体的な施策>

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1 交通安全思想の普及徹底 | 6 救助・救急活動の充実  |
| 2 安全運転の確保     | 7 被害者支援の充実と推進 |
| 3 道路交通環境の整備   | 8 調査研究の充実     |
| 4 車両の安全性の確保   |               |
| 5 道路交通秩序の維持   |               |

## 第1節 道路交通事故の現状と今後の道路交通安全対策を考える視点

### 1 道路交通関係指標の推移

#### (1) 人口

堺市人口は、平成27年10月現在、839,891人で、大阪府人口の9.5%を占めている。(表1参照)

年齢別人口の割合では、平成12年以降、老年人口(65歳以上)が、年少人口(0歳から14歳)を超える状態で推移し、平成27年には老年化指数193.4となるなど高齢化の傾向が一層強まっている。(表2参照)

表1 堺市と大阪府の人口

年次	堺市人口	大阪府人口	対府比
55	810,106人	8,473,446人	9.56
60	818,271	8,668,095	9.44
平成2	807,765	8,734,516	9.25
7	802,993	8,797,268	9.13
12	792,034	8,805,081	9.00
17	830,966	8,817,166	9.42
22	842,134	8,862,896	9.50
27	839,891	8,838,908	9.50

注：各年10月1日現在(堺市企画部調査統計担当、大阪府総務部統計課調：いずれも国勢調査による)  
ただし、平成27年は速報による

表2 年齢構造の推移

項目 年次	人口(人)			割合(%)			老年化 指数 ※1	従属人口 指数 ※2
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~ 14歳	15~ 64歳	65歳 以上		
昭和55	216,269	543,393	49,483	26.7	67.1	6.1	22.9	48.9
60	188,923	568,554	60,354	23.1	69.5	7.4	31.9	43.8
平成2	145,676	589,088	71,858	18.0	73.0	8.9	49.3	36.9
7	121,613	585,335	89,979	15.3	73.4	11.3	74.0	36.1
12	114,473	568,310	116,585	14.3	71.1	14.6	101.8	40.7
17	117,321	553,460	154,857	14.1	66.6	18.6	132.0	49.2
22	120,737	542,030	187,294	14.3	64.3	22.2	155.1	56.8
27	115,171	508,507	222,710	13.6	60.1	26.3	193.4	66.4

※1 年少人口100に対する老年人口の比率

※2 年少人口と老年人口の和の生産年齢人口100に対する比率

注：各年10月1日現在(堺市企画部調査統計担当調：国勢調査による)

ただし、平成27年は9月末現在の住民基本台帳及び外国人登録による人口

## (2) 道 路

平成 28 年 4 月 1 日現在の堺市の道路（道路法の適用のある道路）は、実延長 2098.5km であり、改良率は、85.77%、舗装率は 99.23%となっている。

表 3 堺市における道路の整備状況

	国 道 (km)		府 道 (km)		市道 (km)	合計 (km)
	指定区間	指定区間外	主要地方道	一般府道		
実 延 長	9.9	14.6	136.3	56.6	1881.1	2098.5
改良済延長	9.9	14.6	135.2	56.2	1583.9	1799.8
舗装済延長	9.9	14.6	136.3	56.6	1865.0	2082.4

注：平成 28 年 4 月 1 日現在（堺市建設局土木部路政課調）

## (3) 自動車等保有台数

平成 27 年における堺市の自動車等保有台数は 39 万 7 千台で、昭和 55 年と比較すると約 2.1 倍となっている。また、平成 25 年以降は増加傾向で推移している。

表 4 自動車等保有台数の推移

項目 年次	堺 市		大阪府	
	台数	指数	台数	指数
昭和 55 年	188,744	100	2,191,877	100
平成 2 年	297,504	158	3,336,177	152
7 年	345,275	183	3,678,053	168
12 年	358,840	190	3,797,346	173
17 年	376,445	199	3,821,666	174
23 年	386,070	205	3,697,649	169
24 年	389,108	206	3,711,794	169
25 年	385,452	204	3,725,312	170
26 年	393,881	209	3,743,080	171
27 年	397,248	210	3,749,021	171

注：1 堺市：各年とも翌年 3 月末現在

大阪府：昭和 55 年から平成 17 年までは各年 12 月末現在、平成 23 年以降は各年翌年 3 月末現在  
(近畿運輸局調べ)

## (4) 運転免許保有者数

平成 27 年 12 月末現在の堺市の運転免許保有者数は、約 50 万 5 千人にも及んでいる。昭和 55 年と比較すると、免許保有者数は約 2.4 倍に増加している。

一方、原動機付自転車の運転免許保有者数については、減少傾向が見受けられ、平成 27 年には平成 2 年の半数以下となっている。

表5 運転免許保有者数の推移

区分 年次	保有者数 (人)	指数
昭和55年	210,860	100
60年	322,619	153
平成2年	374,399	178
7年	419,193	199
12年	443,853	210
17年	487,752	231
22年	500,889	238
27年	505,562	240

注：各年12月末現在（大阪府警察本部調）

表6 原付免許保有者数の推移

区分 年次	保有者数 (人)	指数
平成2年	39,553	100
7年	33,081	84
12年	28,626	72
17年	24,665	62
22年	21,524	54
27年	17,375	44

注：各年12月末現在（大阪府警察本部調）

## 2 道路交通事故の現状

### (1) 道路交通事故の現状

堺市交通安全対策会議が置かれた平成 4 年の本市の交通事故発生件数は、4,454 件、死者数は 56 人、負傷者数は 5,607 人を記録した。

前計画の第 9 次交通安全計画（平成 23 年度～27 年度）では、交通事故死者数を 12 人以下、死傷者数を 5,000 人以下とする目標を掲げ、種々の対策を講じてきたが、本計画の最終年度である平成 27 年の死者数は 17 人（最少は平成 23 年の 14 人）となり、目標を達成することができなかった。

死傷者数については、最終年である平成 27 年には統計史上最少となる 5,123 人となるなど 10 年連続で減少傾向を維持したが、目標を達成するに至らず、依然として高い数値で推移している。

(堺市の交通事故発生概況 昭和 46 年～平成 2 年 )

計 画	年 次	発生件数	死者数	負傷者数
第 1 次交通安全計画 (大阪府)	昭和 46 年	3, 7 3 5	7 3	5, 1 8 1
	4 7 年	3, 3 8 8	6 9	4, 7 2 9
	4 8 年	2, 9 6 2	5 5	4, 1 7 8
	4 9 年	2, 7 2 6	5 7	3, 7 2 2
	5 0 年	2, 5 4 6	4 3	3, 3 5 8
第 2 次交通安全計画 (大阪府)	5 1 年	2, 5 9 1	4 2	3, 3 2 4
	5 2 年	2, 6 2 2	3 7	3, 4 6 2
	5 3 年	2, 5 1 1	4 5	3, 2 3 8
	5 4 年	2, 3 4 1	3 7	2, 9 6 9
	5 5 年	2, 5 0 4	3 3	3, 1 6 8
第 3 次交通安全計画 (大阪府)	5 6 年	2, 7 7 2	3 5	3, 4 1 8
	5 7 年	3, 1 0 8	4 4	3, 8 3 9
	5 8 年	3, 3 2 8	5 0	4, 0 5 7
	5 9 年	3, 4 4 1	3 2	4, 3 4 2
	6 0 年	3, 6 8 3	3 5	4, 6 0 2
第 4 次交通安全計画 (大阪府)	6 1 年	3, 8 8 9	3 5	4, 8 9 4
	6 2 年	4, 2 4 9	5 8	5, 2 8 3
	6 3 年	4, 5 2 9	5 3	5, 6 8 7
	平成 元年	4, 7 2 1	5 9	5, 9 5 4
	2 年	4, 0 0 9	7 5	5, 1 8 6

(堺市の交通事故発生概況 平成3年～平成27年)

計 画	年 次	発生件数	死者数	負傷者数
第5次交通安全計画 (堺市は5年に策定)	3年	4,363	60	5,622
	4年	4,500	57	5,673
	5年	4,593	46	5,726
	6年	4,648	44	5,691
	7年	5,009	37	6,006
第6次交通安全計画	8年	5,010	50	5,865
	9年	4,851	39	5,705
	10年	5,208	30	6,091
	11年	5,449	27	6,404
	12年	5,609	35	6,609
第7次交通安全計画	13年	5,657	33	6,892
	14年	5,539	30	6,801
	15年	5,742	29	7,088
	16年	5,839	29	7,152
	17年	6,401	23	7,930
第8次交通安全計画	18年	6,202	19	7,642
	19年	5,744	25	6,937
	20年	5,547	15	6,699
	21年	5,334	23	6,484
	22年	5,271	17	6,432
第9次交通安全計画	23年	5,125	14	6,289
	24年	4,889	16	5,958
	25年	4,671	18	5,671
	26年	4,292	15	5,211
	27年	4,231	17	5,106

## (2) 最近の交通事故の状況及びその特徴

近年の交通事故の発生状況をみると、その特徴は次のとおりである。

- ・ 事故件数と負傷者数は 10 年連続で減少したが、死者数については各年で増減がある。
- ・ 原付を含む二輪車が関連する事故による死者数が増加傾向にある。
- ・ 自転車に関連する事故件数は減少傾向にあるが、全事故件数に占める割合は、約 28%を占め、依然として高い割合で推移している。
- ・ 65 歳以上の高齢者の歩行中及び自転車乗用中の死傷者数が増加傾向にある。

近年の交通死亡事故が減少している理由としては、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、車両の安全性の確保、道路交通秩序の維持、救助・救急活動の充実等の諸対策が効果を発揮したことは言うまでもないが、定量的に示すことができる主な要因としては、次のものがあげられる。

ア 飲酒運転の厳罰化等悪質・危険運転者対策

イ シートベルト着用者率の向上に伴う致死率（自動車乗車中）の低下

ウ 違反のある歩行中死傷者構成率の減少

エ 衝突安全性が向上した車両の普及

## 3 今後の道路交通安全対策を考える視点

近年、道路交通事故による死者数が減少傾向で推移していることにかんがみると、これまでの交通安全計画に基づき実施されてきた施策には一定の効果があったものと考えられる。このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報の収集、分析を充実し、より効果的な種々の施策を推進する。

対策の実施に当たっては、可能な限り、対策ごとの目標を設定するとともに、その実施後において効果評価を行い、必要に応じて改善していくことも必要である。

このような観点から、

- 1 交通安全思想の普及徹底
- 2 安全運転の確保
- 3 道路交通環境の整備
- 4 車両の安全性の確保
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 被害者支援の充実と推進
- 8 調査研究の充実

といった 8 つの交通安全対策を実施する。

また、今後これらの対策を実施していくに当たっては、最近及び今後の経済社会情勢や交通情勢等を踏まえながら、特に次のような視点を重視して対策の推進を図っていくべきである。

## I 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象

### (1) 高齢者及び子どもの安全確保

高齢者については、市内の 65 歳以上の老年人口が、年少人口を超えるなど、急速に高齢化が進展しており、そのような中で、交通事故死者数に占める高齢者の死者数は、全体の約 4 割（平成 23 年から平成 27 年の平均値）を占めていることから、高齢者が安全にかつ安心して生活することができる交通環境の形成が必要である。

そこで、高齢者の総合的な交通安全対策を推進するにあたっては、高齢者が道路を歩行したり、自転車に乗車している場合、自動車を運転している場合など、これまでの高齢者の交通事故の実態を勘案しながら、それぞれの特性を理解した対策を講ずるべきである。特に、今後、高齢運転者が大幅に増加することが予想されることから、高齢者が事故を起こさないようにするための対策をより一層推進する必要がある。

さらに、加齢による身体機能の変化にかかわらず、高齢者が安心して交通社会に参加することを可能にするため、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を設計するとの考え方に基づき、バリアフリー化された道路交通環境の形成を図るとともに、高齢者の事故が居住地の近くで多発していることから、日常的に利用する機会の多い医療機関や福祉施設等との連携や、地域における生活に密着した交通安全活動を充実させることが必要である。

また、安心して子どもを育てることのできる社会の実現には、子どもを交通事故から守る必要性が一層求められている。そこで、子どもの安全を確保する観点から、通学路等における歩道等の歩行空間の整備をはじめ、幼児から高齢者まで段階的な交通安全教育活動等の推進を図る。

### (2) 歩行者及び自転車の安全確保

安全で安心な社会の実現を図るため、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることが一層求められている。

このような情勢等を踏まえ、人優先の考え方のもと、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等における歩行空間の確保を一層進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進する。

また、自転車については、自動車と衝突した場合には被害を受ける反面、歩行者と衝突した場合には加害者となるため、それぞれの対策を講じる必要がある。

自転車に関係した交通事故件数については、近年、減少傾向で推移しているものの、その一方で交通事故発生件数全体に対する割合が約 28%を占め、全国平均（18.4%）と比較すると依然として高い傾向にある。これら自転車による交通事故の主な原因としては、自転車利用者の安全不確認や信号無視等の交通違反が挙げられ、その背景には自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも考えられる。

その他、歩道上における危険な走行や、後を絶たない路上への放置自転車等、自転車を取り巻く交通環境は依然として大きな社会問題である。

このような現状を踏まえ、平成 26 年 10 月「堺市自転車のまちづくり推進条例」を施

行し、自転車利用者をはじめ、交通行政に携わる機関・団体が連携し、自転車利用者の交通ルールへの遵守や交通マナーを向上させる交通安全教育・広報啓発の充実をはじめ、交通指導取締りの強化、歩行者及び自転車利用者の安全な通行の確保などの総合的な自転車対策を推進する。

### **(3) 生活道路及び幹線道路における安全確保**

生活道路における対策については、自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、交通指導取締りの強化、安全な走行の普及等の対策を講じるとともに、幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するための幹線道路における交通安全対策及び交通流の円滑化を推進するなど、生活道路における交通の安全を確保するための総合的な対策を一層推進する必要がある。

また、依然として交通事故死者数が高い割合を占める幹線道路における対策については、幹線道路や生活道路等、適切に機能が分担されるよう道路整備を推進するとともに、交通結節点等へのアクセスを強化する。

## **II 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項**

### **(1) 先端技術の活用推進**

運転者の不注意による交通事故や、高齢運転者の身体機能等の低下に伴う交通事故への対策として、運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を未然に防止するための安全運転を支援するシステムや、交通事故が発生した場合にいち早く救助・救急を行えるシステムなど、技術発展を踏まえたシステムの導入を推進していく。

また、今後も科学技術の進展があり得る中で、その導入過程における安全確保も図りつつ、新たな技術を有効に活用しながら取組を推進していく。

### **(2) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進**

これまで、総合的な交通安全対策の実施により交通事故を大幅に減少させることができたところであるが、安全運転義務違反に起因する死亡事故は、依然として多く、近年、相対的にその割合は高くなっている。このため、これまでの対策では抑止が困難である交通事故について、発生地域、場所、形態等を詳細な情報に基づき分析し、よりきめ細かな対策を効果的かつ効率的に実施していくことにより、当該交通事故の減少を図っていく。

また、第 10 次計画期間中にも様々な交通情勢の変化があり得る中で、その時々々の状況を的確に踏まえた取組を行う。

### **(3) 地域ぐるみの交通安全対策の推進**

交通事故の発生場所や発生形態など事故特性に応じた対策を実施していくためにも、インターネット等を通じた交通事故情報の提供に努めるなど、これまで以上に地域住民に交通安全対策に関心を持ってもらい、当該地域における安全安心な交通社会の形成に、自らの問題として積極的に参加してもらおうなど、市民主体の意識を醸成していく。

また、安全な交通環境の実現のためには、交通社会の主体となる運転者、歩行者等の意識や行動を周囲・側面からサポートしていく社会システムを、それぞれの地域における交通情勢を踏まえ、行政、関係団体、住民等の協働により形成していく。

府及び市で取り組んでいる飲酒運転対策、自転車の交通安全対策などについては、他の地域における施策実施に当たっての参考となるよう、積極的な情報共有を図っていく。

#### 4 第10次堺市交通安全計画における目標

人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のないまちを目指すべきである。

もとより、交通事故のない社会は一朝一夕に実現できるものではなく、また、平成22年には、国において「平成30年を目途に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す」という中期目標が設定されている。

この目標を達成するため、国の交通安全基本計画では、平成32年までに年間の24時間死者数を2,500人以下（30日以内の死者数おおむね3,000人以下）とし、また、事故そのものの減少や死傷者数の減少にも一層積極的に取り組み、年間の死傷者数を50万人以下とする目標が設定された。また、大阪府の第10次交通安全計画では、平成32年までに年間の24時間死者数を119人以下（30日以内おおむね140人以下）とし、死傷者数を36,500人以下とする目標が設定されたところである。

そこで、第10次堺市交通安全計画においては、国・府の計画に示された目標設定の考え方との整合性を図りながら、市民の理解と協力のもと、市、府及び国の関係行政機関と連携して、特に今後も増加が予想される高齢者の事故対策をはじめとした交通安全の諸施策を総合的かつ強力に推進し、計画期間内に達成すべき目標として、本計画の最終年である平成32年までに、交通事故による年間の24時間死者数を10人以下（30日以内死者数おおむね12人以下）とし、死傷者数については、3,800人以下とすることを目標とする。

### 第2節 講じようとする施策

#### 1 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念のもとに交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上を図ることはもとより、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で重要な意義を有している。交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ生涯にわたる学習を促進して、市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。

そこで、幼児から高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う必要がある。具体的には、高齢者の交通事故防止については、超高齢社会を迎えた中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図ることはもとより、他の世代に対しても、高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化する。また、自転車を使用する

ことが多い児童、中学生及び高校生に対しては、交通社会の一員であることを考慮し、自転車運転者講習制度の導入も踏まえ、将来の運転者教育の基礎となるよう自転車の安全利用に関する指導を強化するなど、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）等を活用した交通安全教育の推進に努める。

交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れるなど、府、市、警察、学校、関係民間団体、事業所、地域社会及び家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携をとりながら、地域の実情に即した自主的な活動の促進に努める。

また、交通安全教育・普及啓発活動の効果について評価手法等を充実させ、検証・評価を行うことにより効果的な実施に努めるとともに、交通安全教育・普及啓発活動の意義、重要性等について関係者の意識が深まるよう努める。

## **（１）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進**

### **ア 幼児に対する交通安全教育の推進**

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目的とする。

幼稚園、保育所及び認定こども園等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて、交通安全教育を計画的かつ継続的に行うとともに、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

また、家庭では、交通安全についての積極的な話し合い等が行われるよう広報啓発活動等を推進するとともに、地域の特性に応じた保護者ぐるみの交通安全教育を組織的かつ継続的に実施する。

関係機関・団体は、幼児の心身の発達に応じた幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより、幼稚園、保育所及び認定こども園等において行われる交通安全教室の実施等の支援を行う。交通安全教室を実施するにあたっては、パネルシアターや視聴覚教材を活用し、幼児が交通安全に関心を示す指導手法に努める。

また、保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう、幼稚園、保育所及び認定こども園等において行われる交通安全教室への参加を保護者に働きかけるなど、交通安全思想の普及に努める。

さらに、幼児が安全に通園できるように、交通指導員等の協力体制を推進する。

### **イ 小学生に対する交通安全教育の推進**

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予

測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目的とする。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。

特別支援学校においては、児童の障害の状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・把握したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるよう体育、生活、自立活動や総合的な学習の時間並びに特別活動の学級活動及び学校行事を中心に、歩行者としての安全、車椅子の安全な利用、自転車・乗り物の安全な利用、二輪車・自動車の特性、交通事故の防止などについて、個々の児童等の障害の状況に即して適切に指導する。特に登下校時における交通安全に必要なきまり等については、家庭等の協力を得ながら日常的に指導する。

関係機関・団体は、小学校及び特別支援学校において行われる交通安全教育の支援を行う。特に低学年に対しては、主に安全な歩行、また、高学年に対しては、自転車の正しい乗り方等を指導するなど、心身の発達段階に応じた交通安全教室を実施する。交通安全教室を実施するにあたっては、児童が日常的に通行する通学路等の現状に即した指導に努めるとともに、自転車の実技指導においては、自転車用ヘルメットの着用を必須とするなど、着用の重要性を訴える。

さらに、児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、児童に対し基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象にした交通安全講習会等を実施するとともに、児童が安全に登下校できるように、交通指導員等の協力体制を推進する。

#### ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって自己の安全ばかりでなく他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目的とする。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室等を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。特別支援学校においては、生徒の障害

の状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・把握したり、必要な場合には援助を求めることができるよう保健体育、自立活動、総合的な学習の時間並びに特別活動の学級活動及び学校行事を中心に、歩行者としての安全、車椅子の安全な利用、自転車・乗り物の安全な利用、二輪車・自動車の特性、交通事故の防止などについて、個々の生徒等の障害の状況に即して適切に指導する。特に登下校時における交通安全に必要なきまり等については、家庭等の協力を得ながら日常的に指導する。

関係機関・団体は、中学校及び特別支援学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報提供等の支援を行うとともに、地域において、保護者対象にした交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

## エ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目的とする。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが近い将来普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。

特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図る。

このため、自転車の安全な利用等も含めた安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教育を一層推進するほか、教職員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。

特別支援学校においては、生徒の障害の状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて自ら危険な場所や状況を予測・把握したり、必要な場合には援助を求めることができるよう保健体育、自立活動、総合的な学習の時間並びに特別活動の学級活動及び学校行事を中心に、歩行者としての安全、車椅子の安全な利用、自転車・乗り物の安全な利用等、二輪車・自動車の特性、交通事故の防止などについて、個々の生徒等の障害の状況に即して適切に指導する。特に登下校時における交通安全に必要なきまり等については、家庭等の協力を得ながら日常的に指導する。

関係機関・団体は、高等学校及び特別支援学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報提供等の支援を行うとともに、保護者及び高校生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

#### オ 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努める。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上を目的とし、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行う。

自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努める。また、自動車安全運転センター安全運転中央研修所等の研修施設において、高度な運転技術、指導方法を身に付けた運転者教育指導者の育成を図るとともに、これらの交通安全教育を行う施設の整備を推進する。

関係機関・団体は、事業所を対象にした講習会等の実施や、春・秋の全国交通安全運動の一環として、一般ドライバーを対象にした安全運転者講習会の実施等により、交通安全意識の向上を図る。

#### カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目的とする。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発など指導体制の充実や参加・体験・実践型の交通安全教育の積極的な推進に努める。また、関係団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。

特に運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中

心に、家庭訪問による個別指導、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言により高齢者の移動の安全が地域ぐるみで確保されるように努める。この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材用品等の活用等、交通安全用品の普及に努める。

高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習における高齢者学級の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに、その自発的な受講の促進に努める。

また、高齢者同士の相互啓発等により交通安全意識の高揚を図るため、地域や関係機関が合同で実施する交通安全総点検への参加や、地域が主体とする高齢者講習会の開催等自主的な交通安全活動を展開し、地域・家庭における交通安全活動の主導的役割を果たすよう指導・援助を行う。

さらに、地域及び家庭において適切な助言等が行われるよう、交通指導員等による啓発活動や、高齢者を中心に、子ども、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

#### キ 障害者に対する交通安全教育の推進

障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。また、手話通訳員の配置、点字による各季交通安全運動要綱や字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、身近な場所における教育機会の提供、効果的な教材の開発等に努める。

さらに、障害者に付き添う介護者等を対象とした講習会等の実施に努める。

#### ク 外国人に対する交通安全教育の推進

生活者である市内在住の外国人が、安心・安全な生活を送ることができるように、交通安全に関する情報を含め、交通ルールや自動車免許・運転ルール等に関する情報を、多言語及びやさしい日本語で、提供するように努める。

### (2) 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

また、受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、シミュレーター等の教育機材等の充実及び映像記録型ドライブレコーダ

一によって得られた事故等の情報を活用するなど効果的な教育手法の開発・導入に努める。

さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。

### (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

#### ア 交通安全運動の推進

交通安全運動は、市民一人ひとりに交通安全思想の普及徹底を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるための運動として、次の方針により組織的・継続的に展開する。

(ア) 昭和 52 年から推進してきた「交通マナーを高めよう！」府民運動の成果を踏まえ、これを更に継続発展させることを基調とした市民全体の交通マナーの高揚を図るための年間を通じた運動を展開する。

(イ) 大阪府交通対策協議会が主唱する各季交通安全運動、自転車マナーアップ強化月間やノーマイカーデーの実施等、市民各層の参加のもとに、「交通事故をなくす運動」堺市推進協議会を中心として、幅広い運動を展開する。運動の実施に当たっては、創意工夫を凝らし地域住民の自主的な参加のもとに活発な諸活動が効果的かつ継続的に行われるよう努め、交通安全運動の充実・発展を図る。

(ウ) 運動の趣旨を市民一人ひとりに浸透させるため、国の関係機関、府及び市の緊密な連携のもとに地域の活動及び推進体制の強化を図る。

(エ) 運動の効果の検証・評価等を行い、一層効果的な運動が実施できるよう努める。

#### イ 自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としての交通ルールを遵守し、交通マナーの向上を図ることが自転車の安全利用を推進するうえで極めて重要である。

そこで、自転車乗用中の交通事故や自転車による危険行為や迷惑行為を防止するため、「自転車安全利用五則」（平成 19 年 7 月 10 日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を引き続き活用することはもとより、「堺市自転車のまちづくり推進条例」（平成 26 年 10 月 1 日施行）の趣旨に基づき、自転車利用時におけるルールやマナーについて、周知・徹底を図る。

(ア) 各季の交通安全運動や自転車マナーアップ強化月間における街頭啓発をはじめ、毎月 20 日の「堺自転車デー」や区民まつり等において、自転車の安全利用について、効果的な広報・啓発を促進する。

(イ) 自転車が関連する死亡事故のうち、頭部損傷によるものが高い割合を占めていることから、頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、全ての自転車利用者に対し、着用の徹底を図るとともに、ヘルメット購入補助事業を展開するなど着用率の向上を目指す。

- (ウ) 自転車加害者側になった場合の、高額な損害賠償事例を踏まえ被害者支援の観点からも「損害賠償保険」への加入について周知・徹底を図る。
- (エ) 自転車の整備不良による事故を未然に防ぐため、自転車利用時における日常点検や、自転車小売業者等による定期点検を受けるなど、必要に応じた整備の普及を促進する。
- (オ) 事業所等における自転車の安全教育が円滑かつ効果的に行われるよう、従業員等を対象にした講習会を開催するなど人材育成を促進する。

#### ウ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底（平成 27 年 10 月現在における府内の一般道のシートベルト着用率は、運転席 96.6%、助手席 93.3%、後部座席 31.1% [大阪府警察と一般社団法人日本自動車連盟大阪支部の合同調査による]）を図るため、関係機関・団体等との協力のもと、あらゆる機会・媒体を通じて積極的に着用徹底の普及啓発活動を展開する。

#### エ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法については、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園、保育所、認定こども園、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図り、特に比較的年齢の高い幼児の保護者に対しては、その取組を強化する（平成 27 年 5 月現在におけるチャイルドシート使用率は 6 歳未満 52.8% [大阪府警察と一般社団法人日本自動車連盟大阪支部の合同調査による]）。

#### オ 反射材用品の普及促進

夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の交通事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育等を実施するとともに、街頭において自転車や靴に直接取り付けを行うなど、効果的な普及啓発活動を展開する。

#### カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、交通指導員や安全運転管理者、酒類販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という市民の規範意識の確立を図る。

特に、若年運転者層は、他の年齢層に比較して飲酒運転における死亡事故率が

高いなどの特性を有していることから、若年運転者層を始め、対象に応じたきめ細かな広報啓発を、関係機関・団体が連携して推進する。

また、アルコール依存症に関する広報啓発を行うとともに、相談、指導及び支援等につながるよう、関係機関・団体が連携した取組の推進に努める。

#### キ 危険ドラッグ対策の推進

麻薬・覚醒剤乱用防止運動等に危険ドラッグに関する内容を盛り込んで広報啓発を行うとともに、教育機関等で啓発活動を行う等、危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図る。

#### ク 効果的な広報の推進

交通安全に対する市民一人ひとりの関心と意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるため、国の関係機関、府、市及び民間交通安全団体等が緊密な連携のもとに、家庭、学校、地域等に対し、交通事故の実態を踏まえそれぞれの場に応じた広報を、次の方針により計画的かつ積極的に行う。

- (ア) 家庭、学校、職場、地域等が一体となり、高齢者の交通事故防止、シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい使用の徹底、飲酒運転の根絶、駐車秩序の確立等を図るため、広範なキャンペーンを積極的に行う。
- (イ) 社会の基本的単位である家庭は、交通安全に果たす役割が極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、町内会等のルートの利用などにより家庭に浸透するきめ細かい広報の充実に努め、子ども、高齢者等を交通事故から守るとともに、飲酒運転を根絶し、暴走運転、無謀運転等を追放する。
- (ウ) 民間団体の交通安全に関する取組に対しては、国の関係機関、府及び市は、交通の安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行うとともに、報道機関とも連携して交通安全意識の高揚を図る。

#### ケ 自動車事故を防止するための取組支援（安全運転推進事業の実施）

安全運転に関する知識・運転技術等の向上を図る講習等の開催や受講の促進の観点から、安全運転推進事業の確実な実施を図る。

#### コ その他の普及啓発活動の推進

- (ア) 高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、加齢に伴う身体機能の低下が交行動に及ぼす影響等について科学的な見地に基づいた広報啓発を積極的に行う。  
また、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識（高齢者マーク）を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。
- (イ) 薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図る。

また、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等を活用するなどにより自動車及び自転車の前照灯の早期点灯を促す。

(ウ) 二輪車運転者の被害軽減を図るため、プロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、胸部等保護の重要性について理解増進に努める。

(エ) 交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう、事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供に努める。

(オ) 自動車の安全装置の使用方法等について正しい知識の普及促進に努めるとともに、自動車の点検整備等に対する重要性について様々な活動を通じて普及を図り、自動車利用者自身に対する保守管理意識の高揚を図る。

#### **(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等**

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進する。

地域団体、民間団体については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう、各季の交通安全運動等の機会を利用して働きかけを行う。

#### **(5) 市民の参加・協働の推進**

交通の安全は市民の安全意識により支えられることから、交通安全に関する市民一人ひとりの意識改革を進めることが重要である。

このため行政、民間団体、事業所等と市民が連携を密にして市民の参加・協働を積極的に進め、安全で良好なコミュニティ形成を図り、地域に根ざした交通安全対策を推進する。

## 2 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であることから、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努める。

運転免許制度については、最近の交通情勢を踏まえて必要な改善を図る。

また、運転者に対して、運転者教育、安全運転管理者による指導、その他広報啓発等により、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、高齢者や障害者、子どもを始めとする歩行者や自転車に対する保護意識の高揚を図る。

さらに、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実に努めるとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組を進める。

加えて、道路交通情報についても、道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象に関する適時・適切な情報提供を実施するため、情報通信技術（ICT）等を活用しつつ、道路交通に関する総合的な情報提供の充実に努める。

### (1) 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から安全意識を醸成する交通安全教育の充実に努めるとともに、免許取得時及び免許取得後においては、特に実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行う

また、これらの機会が単なる知識や技能を教える場にとどまることなく、個々の心理的・性格的な適性を踏まえた教育、交通事故被害者等の手記等を活用した講習を行うなどにより、交通事故の悲惨さの理解を深める教育、自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育等を行うことを通じて、運転者の安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるよう教育内容の充実に努める。

#### ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

##### (ア) 自動車教習所における教習の充実

自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び教習技法の充実に努め、教習水準を高める。

また、教習水準に関する情報の市民への提供に努める。

##### (イ) 取得時講習の充実

原付免許、普通二輪免許、大型二輪免許、普通免許、準中型免許、中型免許、大型免許、普通二種免許、中型二種免許及び大型二種免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。

#### イ 運転者に対する再教育等の充実

取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、更新時講習

及び高齢者講習により、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう講習施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化及び講習内容並びに講習方法の充実に努める。特に、飲酒運転を防止するという観点から、飲酒取消講習の確実な実施や飲酒学級の充実に努める。

自動車教習所においては、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。

#### ウ 二輪車安全運転対策の推進

取得時講習のほか、二輪車安全運転推進委員会、二輪車普及安全協会等と連携を図り、二輪車安全運転講習及び原付等安全講習の推進に努める。

また、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実、強化に努める。

#### エ 高齢運転者対策の充実

##### (ア) 高齢者に対する教育の充実

###### ・高齢者講習の効果的な実施

特に、認知機能検査に基づく高齢者講習においては、検査の結果に応じたきめ細かな講習を実施するとともに、講習の合理化・高度化を図り、より効果的な教育に努める。

###### ・臨時適性検査等の確実な実施

認知機能検査、運転適性相談等の機会を通じて、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、臨時適性検査等の確実な実施により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行う。また、臨時適性検査等の円滑な実施のため、関係機関・団体等と連携して、同検査等を実施する認知症に関する専門医の確保を図るなど、体制の強化に努める。

##### (イ) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図る。

##### (ウ) 高齢者支援施策の推進

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係省庁が連携し、運転経歴証明書制度の周知、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の整備・拡充に努める。

また、運転免許証を自主返納した者に対する支援対策等について、他都市の取組を注視するとともに、調査・研究を行う。

#### オ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シート

ベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメット着用義務違反に対する街頭での指導取締りを推進する。

#### カ 自動車安全運転センターの業務の充実

自動車安全運転センター安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用し、高度な運転技能と専門的知識を必要とする安全運転指導者や職業運転者、青少年運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図るとともに、通知、証明及び調査研究業務等の一層の充実を図る。

#### キ 自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。

#### ク 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、民間参入の促進を図る等により受診環境の整備を行い、受診を積極的に促進する。

#### ケ 危険な運転者の早期排除等

行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努めるなど、危険な運転者の早期排除を図る。

### (2) 運転免許制度の改善

交通事故の傾向、最近の交通情勢を踏まえ、運転免許試験については、現実の交通環境における能力の有無を的確に判定するものとなっているかについて検証を行い、必要に応じ改善を図る。

また、市民の立場に立った運転免許業務を行うため、手続の簡素化の推進により更新負担の軽減を図るとともに、高齢者講習については、自動車教習所等と連携して、受講者の受入体制の拡充を図る。さらに、運転免許試験場における障害者等のための設備・資機材の整備及び運転適性相談活動の充実を図る。

### (3) 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習の充実等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。

また、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り企業内の安全運転管理体制

を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。

さらに、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を十分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。

事業活動に伴う交通事故防止を一層促進するため、映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等（以下、「ドライブレコーダー等」という。）の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた事故等の情報の交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。

#### **（４）事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進**

事業用自動車の事故死者数・人身事故件数の半減等を目標に立てた事業用自動車総合安全プランに基づく、安全体質の確立、コンプライアンスの徹底等についての取組を推進する。

##### **ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立**

事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国等が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。運輸安全マネジメント評価にて、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。

自動車運送事業の運行管理者に対する指導講習については、自動車運送事業の安全を確保するため、事業者に対し、運行管理者に受講させるよう義務付けるとともに、受講の環境を整えるため、講習実施の認定基準を明確化したところであり、引き続き、講習の実施者への民間参入を促進する。

また、事業者の安全意識の高揚を図るため、メールマガジン「事業用自動車安全通信」により、事業者による事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を引き続き提供するとともに、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対して支援するなど、社内での安全教育の充実を図る。

##### **イ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底**

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては、厳格化された基準に基づき厳正な処分を行う。

増加する訪日外国人旅行者や 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの輸送ニーズに対応しつつ、安全性の確保に努めるため、バス発着場を中心とした街頭監査を実施し、バス事業における交代運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握する。

行政が保有する事業用自動車に関する各種情報の分析機能を強化するため、事業

者特性・事故原因等の相関及び傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等を抽出する「事業用自動車総合安全情報システム」を構築し、効果的・効率的な指導・監督を実施することで、事業用自動車による事故の未然防止を図る。

関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図る。

事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である、適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。

以上のような取組を確実に実施するため、監査体制の充実・強化を重点的に実施する。

#### ウ 飲酒運転の根絶

点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、常習飲酒者をはじめとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指す。

また、危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を図るため、危険ドラッグ等薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。

#### エ ICTを活用した安全対策の推進

事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。

また、自動車のICT化の進展や通信システムを利用したテレマティクス技術により取得可能になった運転情報や自動車運転者の生体情報、事故情報等を含むビッグデータを活用した事故防止運行モデル等を構築し、同モデルの普及を図るとともに、車両と車載機器、ヘルスケア機器等を連携させた次世代型の運行管理・支援システムを検討・実現するほか、急加速・急ブレーキの回数等の様々な運転情報を基に、安全運転指導サービスや安全運転を促すテレマティクス保険など、民間による安全運転促進のための新たなサービスの提供を促進することにより、更なる事故の削減を目指す。

#### オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、新たな免許区分である準中型免許の創設を踏まえ、初任運転者向けの指導・監督マニュアルの策定や、高齢運転者等に対する、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。

さらに、平成 28 年 1 月 15 日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、規制緩和後の貸切バス事業者の大幅な増加と監査要員体制、旅行業者と貸切バス事業者の取引関係等の構造的な問題を踏まえつつ徹底的に再発防止策について検討し、結論の得られたものから速やかに実施する。

カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明や、より客観的で質の高い再発防止策を提言するため、平成 26 年に事業用自動車事故調査委員会が発足したところであり、引き続き、同委員会における事故の原因分析・再発防止策の提言を受け事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。

キ 運転者の体調急変に伴う事故防止対策の推進

運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳ドック等のスクリーニング検査の普及を図るための方策を検討・実施する。

ク 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク事業）を促進する。

また、国、府、市町村及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

**(5) 道路交通に関連する情報の充実**

ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等

危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際に必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化する。

また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏洩等が発生した場合に安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物災害等情報支援システムの充実を図る。

イ 国際海上コンテナの陸上輸送にかかる安全対策

国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保を図るため、関係者に対し

て、コンテナ貨物の重量等に関する情報の伝達やコンテナロックの確実な実施等を内容とする「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」を地方連絡会議や関係業界を通じて、現場への周知徹底を図る。

#### ウ 気象情報等の充実

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう予報、警報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

また、これらの情報内容の充実と効果的利用を図るため、防災関係機関相互の情報の共有や情報通信技術（ICT）の活用に留意し、気象観測予報体制の整備、地震・津波監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

### 3 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも幹線道路と生活道路の両面から対策を推進している。

少子高齢化が一層進展する中で、高齢者や障害者、子どもを交通事故から守る観点から、人優先の安全・安心な歩行空間の整備、交通安全施設等の整備事業や効果的な交通規制、交通需要マネジメント（TDM）の推進等を引き続き進めていく。

また、道路交通環境の整備を効果的、効率的に進めていくために、地域や地元住民が、計画の策定や事業の実施に積極的に参画、協力していく仕組みをつくるなど、道路交通環境整備における地域や住民の主体性を重視する取組を推進するとともに、現下の厳しい財政状況に鑑み、地域の顕在化したニーズ等に基づき、事故要因や有効な対策の分析を十分に行ったうえで交通安全対策を実施するように努める。

#### (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまで一定の成果を挙げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とはいえず、また、生活道路への通過交通の流入等の問題も依然として深刻である。

このため、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要があり、特に交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道等の交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等きめ細かな事故防止対策を実施することにより車両の速度の抑制や、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境を形成することとする。

##### ア 生活道路における交通安全対策の推進

科学的データや、地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいて、警察及び道路管理者が連携し、車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図る。

警察においては、交通規制、交通管制及び交通指導取締りの融合に配慮した施策を推進する。具体的には、生活道路における歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制等を前提とした「ゾーン 30」を整備するなどの低速度規制を実施するほか、道路標識・道路標示の高輝度化や信号灯器の LED 化、路側帯の設置・拡幅、ゾーン規制の活用等の安全対策や、外周幹線道路を中心に信号機の改良、光ビーコン、交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通流円滑化対策を実施するとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。バリアフリー法）の生活関連経路を構成する道路を中心に音響式信号機、高齢者等感応信号機、歩行者感応信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備を推進する。

道路管理者においては、歩行者や自転車利用者の安全確保と生活環境の改善を図るため、歩道の整備、自転車道の整備、カラー舗装、道路照明灯の設置等の対策を推進する。

また、通過車両の進入を抑え、歩行者等の安全確保と生活環境の改善を図るため、道路標識の高輝度化等（※注）を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示とするなど視認性の向上を図る。

※注（「道路標識の高輝度化等」とは、道路標識の高輝度化・可変色・自発光化、標示板の共架、設置場所の統合・改善、道路標示の高輝度化等をいう）

#### イ 通学路等における交通安全の確保

通学路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、「堺市通学路交通安全プログラム」に基づき、警察、教育委員会、学校、自治会、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

特に、小学校に通う児童の通行の安全を確保するため、路肩のカラー化（グリーンベルトの設置）、防護柵の設置、歩道整備、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、横断歩道等の拡充等の対策を推進する。

#### ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

（ア）高齢者や障害者等を含めて全ての人々が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された歩道、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、バリアフリー対応型信号機、歩車分離式信号、視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーン、自転車等駐車場の整備等、歩行空間のバリアフリー化を進める。あわせて、高齢者、障害者等の通行の安全と高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進する。

特に、バリアフリー法に基づき、重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい歩道、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機等を面的に整備しネットワーク化を図る。

（イ）高齢者、障害者等の歩行空間の確保を図るため、円滑な移動を阻害する要因となっている、歩道や視覚障害者誘導用ブロック上等における自動二輪車等の違法駐車取締りや放置自転車の撤去等を推進する。

### （2）幹線道路における交通安全対策の推進

基本的な交通の安全を確保するため、幹線道路や生活道路等、適切に機能が分担されるよう道路整備を推進するとともに、交通結節点等へのアクセスを強化し、公共交通への転換を図る。また、一般道路に比べて安全性が高い地域高規格道路の利用促進を図る。

#### ア 事故危険箇所対策の推進

死傷事故率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路を指定した「事故危険箇所」について、警察及び道路管理者が連携して信号機のLED化、交差点改良、付加車線の検討、区画線等の整備、視線誘導標の設置、注意喚起看板の設置等の事故抑止対策を推進する。

#### イ 幹線道路における交通規制

幹線道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路設計速度、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の状況、交通事故発生状況、沿道環境の諸条件を勘案しつつ、必要に応じて交通規制の見直しを図る。

新規供用の高速自動車国道等については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、安全で円滑な交通を確保するため、適正な交通規制を実施する。

また、既供用の高速自動車国道等については、交通流の変動、道路構造の改良状況、安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進する。特に、交通事故多発区間においては、大型貨物自動車等の通行区分規制、速度規制等の必要な安全対策を推進する。

なお、交通事故発生時、天候不良等の交通障害発生時においては、その状況に即し、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次事故の防止を図る。

#### ウ 重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。

#### エ 適切に機能分担された道路網の整備

(ア) 自動車、自転車、歩行者等の異種交通を分離し、交通流の純化を促進するため、幹線道路や生活道路等を整備するとともに、自転車・歩行者道等の通行空間を確保する。

(イ) 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、都市部における交通渋滞、交通事故の多発等の防止を図るため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。

(ウ) 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、生活環境を向上させるため、準幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備、交通安全施設の整備等を総合的に実施し、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化を図る。

#### オ 直轄国道における大阪府事故ゼロプランの取り組みについて

国土交通省所管公共事業の事業評価における取組である「政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針（案）」を踏まえ、国の管理する直轄国道に於いて、交通安全等に係る局所的な事業に対し、データや地域の声等に基づいた、大阪府事故ゼロプランを推進する。具体的には、直轄国道における交通安全事業に

ついて、府内市町村や大阪府道路交通環境安全推進連絡会議などからの意見を踏まえつつ、課題の把握・要対策区間の特定・公表を行い、課題の原因分析及び対策立案、対策案の決定というプロセスを経て、対策に着手する。

#### カ 既存道路の交通事故対策の推進

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築等による交通事故対策を推進する。

- (ア) 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための道路空間の再配分、既存道路の拡幅などの道路交通の安全に寄与する道路整備を推進する。
- (イ) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、右折レーンの設置や延伸をはじめとする速効的なハード整備、信号制御時間の調整などのソフト整備等を推進する。
- (ウ) 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、植樹帯の設置、路上駐停車対策等の推進を図る。
- (エ) 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い歩道、自転車道の整備を推進する。

#### キ 交通安全施設等の高度化

- (ア) 交通実態に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を推進するとともに、疑似点灯防止による視認性の向上に資する信号灯器のLED化を推進する。
- (イ) 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進する。ほ

### (3) 交通安全施設等整備事業の推進

平成 27 年度から 32 年度までを計画期間とする社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定）に即して、警察及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、次の方針により重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。

#### ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

整備後長期間が経過した信号機等の老朽化対策が課題となっていることから、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。

## イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン 30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全安心な歩行区間の確保を図る。また、自転車利用環境の整備、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

## ウ 幹線道路対策の推進

幹線道路では、事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい交差点等において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、信号機の改良、交差点改良等の対策を実施する。

## エ 交通円滑化対策の推進

交通安全に資するため、信号機の改良、開かずの踏切の解消等を推進するほか、駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進するとともに、併せて、自動車からの二酸化炭素排出の抑制を推進する。

## オ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現

- (ア) 交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制システムの充実・高度化を図る。
- (イ) 幹線道路においては、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化、プログラム多段系統化等の信号制御の改良を図るとともに、交通流の変動にきめ細かに対応した信号制御等を可能とする交通管制システムの高度化を図る。
- (ウ) 最先端のICT等を用いて、光ビーコンの整備拡充、交通管制センターの高度化等により新交通管理システム(UTMS)を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡充等により、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路交通環境の実現を図る。

## カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、地域住民や道路利用者の主体的な参加のもとに交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等が日常感じている意見について、「標識BOX」(はがき、インターネット等を利用して、運転者等から道路標識等に関する意見を受け付けるもの)、「道の相談室」等を活用して取り入れ、道路交通環境の整備に反映する。

また、安全な道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の進捗状況、効果等について積極的に公表する。

## キ 連絡会議等の活用

関係機関等で構成されている「大阪府道路交通環境安全推進連絡会議」やそのもとに設置される「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

### (4) 歩行者空間のバリアフリー化

高齢者や障害者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なバリアフリー化を積極的に推進する。また、バリアフリー化を始めとする安全・安心な歩行空間を整備する。

### (5) 無電柱化の推進

歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、国の新たな無電柱化計画の動向を注視し、道路の新設、拡幅等を行う際に同時整備を推進する。

### (6) 効果的な交通規制の推進

地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。

速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進めることに加え、一般道路においては、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する。

駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。

信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押しボタン式信号の改善を行うなど、信号表示の調整等の運用の改善を推進する。

### (7) 自転車利用環境の総合的整備

#### ア 安全で快適な自転車利用環境の整備

クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にし、乗用車から自転車への転換を促進する。また、増加している歩行者と自転車の事故を減らすため、自転車は車両であるとの

原則の下、自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路等の自転車通行空間ネットワークの整備により、自転車通行環境の総合的な整備を推進する。

また、自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間や自転車と自動車を混在させる区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて、駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施する。あわせて、自転車通行区間の効用を阻害するなど悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐停車車両については、取締りを積極的に実施するとともに、自転車を共同で利用するコミュニティサイクルなどの自転車利用促進策や、ルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進する。

#### イ 自転車等駐車対策の推進

自転車等の駐車対策については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（昭和55年法律第87号）及び「堺市自転車等の放置防止に関する条例」（昭和62年条例第9号）による施策を総合的に推進する。

##### （ア）自転車等駐車場の整備

自転車等駐車場の需要の多い地域及び今後駐車需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に利用状況に応じた自転車等駐車場の整備を推進するため、地域に即した自転車等駐車場再配置計画等を策定の上、自転車等の駐車場整備事業を促進する。

##### （イ）駅周辺における自転車駐車対策

鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、市、警察、鉄道事業者等が適切な協力関係を保持する。また、これにより、用地提供について鉄道事業者の積極的な協力が得られるようにし、条例に基づき指定している自転車等放置禁止区域に放置されている自転車等の撤去等の推進を図る。

特に、バリアフリー法に基づき、市が定める重点整備地区をはじめとする特定道路においては、高齢者、障害者等の円滑な通行を確保するため、放置自転車の撤去の強化、効果的な広報啓発活動等の自転車対策を重点的に推進する。

##### （ウ）自転車利用者に対する啓発

幅広く市民に対して、「自転車の放置はしない・させない」意識の高揚を図るため、自転車マナーアップ強化月間等をはじめとする市民ぐるみの運動、キャンペーン活動を活発に展開する。

また、自転車利用者に対し、社会的責任の自覚を求めるため、道路交通法その他の法令の遵守、正しい駐車方法に関する教育及び広報活動を推進する。

#### （8）高度道路交通システムの活用

道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的に、最先端の情報通信技

術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムである「高度道路交通システム」(ITS)を引き続き推進する。

#### ア 道路交通情報通信システムの整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。また、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン、ETC2.0等のインフラの整備を推進する

#### イ 新交通管理システムの推進

高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体として、交通流・量を積極的かつ総合的に管理することにより、高度な交通情報提供、車両の運行管理、公共車両の優先通行、交通公害の減少、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図り、交通の安全及び快適性を確保しようとする新交通管理システム(UTMS)の構想に基づき、システムの充実、光ビーコンの整備等の施策の推進を図る。

#### ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進

ITSの高度化により交通の安全を高めるため、自動車単体では対応できない事故への対策として、路車間通信、車車間通信、路路間通信、歩車間通信等の通信技術を活用した運転支援システムの実現に向けて、産・官・学が連携し推進する。

また、交通管制システムのインフラ等を利用して、運転者周辺の交通状況等を視覚・聴覚情報により提供することで、危険要因に対する注意を促し、ゆとりをもった運転ができる環境を作り出すことにより、交通事故を防止すること等を目的とした安全運転支援システム(DSSS)の導入・整備を推進する。

さらに、運転者に対し、信号情報に基づく走行支援情報を提供することで通過予定の交差点において予測される信号灯器等を把握したゆとりのある運転を促し、急停止・急発進に伴う事故の防止を図ることを目的とした信号情報活用運転支援システム(TSPS)の整備を推進する。

#### エ ETC2.0の展開

ETCの通信技術をベースとしたETC2.0サービスの普及・促進を官民一体となって展開していく。ETC2.0対応サービスカーナビ及びETC2.0車載器により、ETCに加え、渋滞回避支援、安全運転支援、災害時の支援といった情報提供サービスを提供する。また、ETC2.0から得られる経路情報を活用した新たなサービスとして、渋滞等を迂回する経路を走行したドライバーを優遇する措置や商用車の運行管理支援などを今後展開する。

オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進

環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、道路運送事業においてITS技術を活用し、物流の効率化を進める。具体的には、公共車両優先システム（PTPS）の整備を推進する。

**(9) 交通需要マネジメントの推進**

依然として厳しい道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、公共交通機関の利用促進や、自主規制により自動車の利用を抑制する日「ノーマイカーデー」を設定し、この運動を展開することにより、マイカー通勤から公共交通機関への転換を喚起し、交通流の円滑化を図る。

ア 公共交通機関利用の促進

鉄軌道や路線バスのネットワークに加え公共交通空白地域における乗合タクシーの運行により、市内移動を支える公共交通網を構築するとともに、「現金での支払いが不要となるICカードシステム」、「阪堺電車と南海バスの対象区間が1日乗り放題となるゾーンチケット」、「乗降がしやすいノンステップバスの導入」、「65歳以上の高齢者が1乗車100円で利用できるおでかけ応援制度の実施」、「バスロケーションシステムの導入」などの施策により、公共交通の利用促進を図る。

イ 自動車利用の効率化

乗用車の平均乗車人数の増加及び貨物自動車の積載率の向上により、効率的な自動車利用を推進するため、自動車相乗りの促進、共同配送システムの構築等による物流の効率化等の促進を図る。

ウ ノーマイカーデーの推進

毎月20日の「ノーマイカーデー」を中心とした広報啓発活動のほか、企業・事業主、安全運転管理者等による指導の推進とともに、重点地域等における違反駐車取締りを強化する。

**(10) 災害に備えた道路交通環境の整備**

ア 災害に備えた道路の整備

豪雨・豪雪、地震、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通を確保することとし、大規模地震の発生時においても、被災地の救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路を確保するため、橋梁の耐震補強を推進する。

津波に対しては、津波による人的被害を最小限にとどめるため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時にお

いても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する幹線道路等の整備を推進する。

豪雨等の異常気象時においても安全で信頼性の高い道路網を確保するため、法面等の防災対策や地域の孤立を解消する生命線となる道路の整備を推進する。

#### イ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨、豪雪等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、信号機電源付加装置の整備を推進する。

#### ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。

あわせて、災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を図る。

#### エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路交通に関する情報提供装置・通信施設、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等情報通信技術（ICT）を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

### (11) 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。

#### ア きめ細かな駐車規制の推進

地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。

#### イ 違法駐車対策の推進

(ア) 確認事務の民間委託を効果的に活用し、交差点及びその直近、横断歩道、バス

停留所等における駐車、二重駐車等交通事故又は交通渋滞の要因となる悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを重点に、地域の実態に応じた取締りを推進する。

(イ) 運転者の責任を追及できない放置駐車違反車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を強力に追及する。

一方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。

#### ウ 違法駐車を排除しようとする機運の醸成・高揚

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、市民への広報・啓発活動を行うとともに、住民の理解と協力を得ながら違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図るため、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、毎月 20 日の「めいわく駐車・放置自転車追放デー」を中心に、街頭キャンペーンや各種会合、講習会等を推進する。

また、自転車利用者に対し、社会的責任の自覚を求めため、道路交通法その他の法令の遵守、正しい駐車方法に関する教育及び広報活動を推進する。

#### エ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

特に違法駐車が著しく安全で円滑な道路交通が阻害されている都市内の道路において、交通安全施設としての駐車場、駐停車禁止区域の明示、違法駐車の取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった駐車対策を推進する。

### (12) 道路交通情報の充実

安全で円滑な道路交通を確保するためには、運転者に対して正確できめ細かな道路交通情報を分かりやすく提供することが重要であり、高度化、多様化する道路交通情報に対する市民のニーズに対応し、適時・適切な情報を提供するため、情報通信技術（ICT）等を活用して、道路交通情報の充実を図る必要がある。

#### ア 情報収集・提供体制の充実

多様化する道路利用者のニーズに応じて、道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ、光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。

#### イ ITSを活用した道路交通情報の高度化

ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやETC2.0の整備・拡充を積極的に図るとともに、ETC2.0対応カーナ

び及びE T C 2. 0 車載器を活用し、E T Cのほか渋滞回避支援や安全運転支援、災害時の支援に関する情報提供を行うE T C 2. 0 サービスを開始することにより、情報提供の高度化を図り、交通の分散による交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。

#### ウ 分かりやすい道路交通環境の確保

分かりやすく使いやすい道路交通環境を整備し、安全で円滑な交通の確保を図るため、交通監視カメラ、各種車両感知器等の整備、道路・交通等に関する情報（異常気象に関する情報や都市間のルート選択に資する情報を含む。）を迅速かつ的確に提供する道路情報提供装置、交通情報板等の整備、時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた大型固定標識及び路側可変標識の整備並びに利用者のニーズに即した分かりやすい案内標識等の整備を推進する。特に、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置を推進するとともに、多言語表記の実施などにより、国際化の進展への対応に努める。

### (13) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

#### ア 道路の使用及び占用の適正化等

##### (ア) 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

##### (イ) 不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。

さらに、道路上から不法占用物件等を排除するため「道路ふれあい月間」等を中心に、指導、撤去、啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、もって道路愛護活動の推進を図る。

##### (ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

#### イ 子どもの遊び場等の確保

子どもの遊び場を確保し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、都市における良好な生活環境づくり等を図るため、社会資本整備重点計画等に基づき、住区基幹公園、都市基幹公園等の整備を推進する。

さらに、公立の小学校、中学校及び高等学校の校庭及び体育施設等の開放を促進することにより、安全な子どもの遊び場の確保を図る。

#### ウ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。また、道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導・取締体制の強化を図る。

#### エ 地域に応じた安全の確保

交通の安全は、地域に根ざした課題であることにかんがみ、沿道の地域の人々のニーズや道路の利用実態、交通流の実態等を把握し、その特性に応じた道路交通環境の整備を行う。

## 4 車両の安全性の確保

現在、エレクトロニクス技術の自動車への利用範囲の拡大をはじめとして、自動車に関する技術の進歩は目覚ましく、車両の安全対策として効果が期待できる範囲は確実に拡大していることから、今後車両の安全対策を拡充強化することが必要である。

このような認識のもと、車両構造に起因するとされる事故について対策を講ずるとともに、主に運転ミスなどの人的要因に起因するとされる事故についても、車両構造面からの対策によりできる限り交通事故の未然防止を図る。

自動車の保守管理は、一義的には自動車使用者の責任の下になされるべきであるが、自動車は交通事故等により運転者自身の生命、身体のみでなく、第三者の生命、身体にも影響を与える危険性があるため、自動車検査により各車両の安全性の確保を図る。

### (1) 自動車アセスメント情報の提供等

自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。これにより、自動車使用者の選択を通じてより安全な自動車の普及拡大を促進すると同時に、自動車製作者のより安全な自動車の研究開発を促進する。

また、チャイルドシートについても、製品ごとの安全性に関する比較情報等を自動車使用者に提供することにより、その選択を通じてより安全なチャイルドシートの普及拡大を図る。

### (2) 自動車の検査及び点検整備の充実

#### ア 自動車の検査の充実

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせて進化する自動車技術に対応して、電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発、IT化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。また、不正改造を防止するため、適宜、自動車使用者の立入検査を行うとともに、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。

指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。さらに、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の効率化を図るとともに、検査体制の充実強化を図る。

#### イ 自動車点検整備の充実

##### (ア) 自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、関係者の協力のもとに「自動車点検整備推進運動」を展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。

#### (イ) 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力のもとに「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。

また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努める。

#### (ウ) 自動車分解整備事業の適正化及び近代化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車分解整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。また、自動車分解整備事業者における設備の近代化や経営管理の改善、整備の近代化等への支援を推進する。

#### (エ) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及等車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには自動車整備業がこれらの変化に対応する必要がある。

そこで、自動車整備業の現状について関係団体からのヒアリング等を通じて把握するとともに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。

また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進する。

#### (オ) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として指定自動車整備事業制度が設けられているが、近年ペーパー車検等の不正事案が増加していることから、制度の適正な運用・活用を図るため事業者に対する指導監督を引き続き行う。

### (3) リコール制度の充実・強化

自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車製作者等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車製作者等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行う。

さらに、ユーザーの目線に立った、より迅速かつ着実なリコール実施のための情報取集体制の強化を図るため、不具合情報やリコール情報等に関し、自動車等不具合情報ホットラインを積極的PRするとともに、自動車製作者等から収集している不具合情報の拡充等により、情報取集体制の充実強化を図る。

また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行う。

#### **(4) 自転車の安全性の確保**

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車（人の力を補うため原動機を用いるもの）及び普通自転車の型式認定制度を活用する。また、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成する。

さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。

## 5 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するためには、交通指導取締り、交通事故事件捜査、暴走族取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要がある。

このため、交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

また、悪質・危険な運転行為による死傷事犯であっても従前の危険運転致死傷罪に該当せず自動車運転過失致死傷罪が適用された事件などを契機とした罰則の見直しを求める意見を背景として、平成 26 年 5 月から自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。）が施行されたことを踏まえ、交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進を図る。

さらに、暴走族対策を強力に推進するため、関係機関・団体が連携し、地域ぐるみでの暴走族追放気運の高揚に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進するとともに、取締り体制及び装備資器材の充実強化を図る。

### (1) 交通の指導取締りの強化等

#### ア 一般道における効果的な指導取締りの強化等

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進する。

その際、地域の交通事故実態や違反等に関する地域特性等を十分に考慮する。

#### (ア) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、信号無視、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、市民からの取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進する。

特に、飲酒運転及び無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転及び無免許運転の根絶に向けた取組を推進する。

また、引き続き、児童、高齢者、障がい者の保護の観点に立った指導取締りを推進する。

さらに、地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故実態の分析結果等を踏まえて検証し、その検証結果を取締り計画の見直しに反映させる、いわゆる P D C A サイクルをより一層機能させる。加えて、悪質・危険な速度違反者を道路から排除するのに有効な手段である、速度違反自動監視装置の効果的な整備を推進するとともに、取締り場所の確保が困難な生活道路や警察官の配置が困難な時間帯においても速度取締りが行えるよう、新たな速度取締り機器の導入を図り、交通反則切符自動作成機の導入に向けた検討を進めるなど、より効果的な取締りを行うための資機材の研究開発及び整備に努める。

(イ) 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過労運転、過積載等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図る。

(ウ) 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進する。

イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通の指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。

また、高速自動車国道等における速度超過の取締りは、常に危険を伴うため、受傷事故防止等の観点から、自動速度違反取締装置等の取締り機器の積極的かつ効果的な活用を推進する。

さらに、交通指導取締りは悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に、著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、通行帯違反等の取締りを強化する。

**(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進**

ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法第2条又は第3条（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。

イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。

ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

常時録画式交差点カメラやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。

**(3) 暴走族対策の推進**

ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

暴走族追放気運を高揚させるため、報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行う。

暴走族追放の気運を高めるため「暴走族問題大阪府民会議」を中心に啓発活動を積極的に行う。

また、暴走族の構成員の多くが青少年である状況に鑑み、青少年健全育成の観点から青少年育成団体等とも連携を図りつつ、家庭、学校、職場、地域等において青少年に対し「暴走族加入阻止教室」を開催するなどの指導等を促進する。

#### イ 暴走行為阻止のための環境整備

暴走族等（暴走族及び違法行為を敢行する旧車會員（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者））及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設等の管理者に協力を求め、暴走族をい集させないための環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が連携し、暴走行為等ができない道路交通環境の整備を図る。

#### ウ 暴走族に対する指導取締りの推進

暴走族の取締り体制及び取締り用装備資器材の充実を図るとともに、集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては共同危険行為等の禁止違反をはじめとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど暴走族に対する指導取締りを推進する。

さらに、違法行為を敢行する旧車會員に対する実態把握を徹底し、把握した情報を関係府県間で共有するとともに、騒音関係違反及び不正改造等の取締りを推進する。

また、「不正改造車を排除する運動」等を通じ街頭検査等における不法改造車両の取締り等を強化するとともに、不正改造車両等の押収など暴走族と車両の分離を図り、車両の運転者だけでなく不正改造を行った業者等に対しても背後責任の追及を行う。

#### エ 暴走族関係事犯者の再犯防止

暴走族関係事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにしつつ、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど、暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。

また、暴走族関係保護観察対象者の処遇に当たっては、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等再犯防止に重点を置いた指導、教育の実施に努める。

さらに、暴走行為に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行う。

#### オ 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されないことがないよう「不正改造車を排除する運動」等を通じ広報活動を推進するとともに、関係団体に対する指導を積極的に行う。

## 6 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速自動車国道を含めた道路上の交通事故に即応できるよう救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。特に負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場又は搬送途上において医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図るほか、事故現場からの緊急通報体制の整備やバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及等を推進する。

### (1) 救助・救急体制の整備

#### ア 救助体制の整備・拡充

救助体制の整備・拡充、関係機関相互の連携の強化等、救助業務の円滑な運用を図る。

#### イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、関係機関相互の連絡体制の整備、救護訓練の実施及び、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）の活用等、救助・集団救急事故体制を推進する。

#### ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた応急手当の普及啓発活動の推進

交通事故発生直後、現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、関係機関は「救急の日及び救急医療週間」等の機会を通じ住民の救急業務に対する認識を深め、自動体外式除細動器（AED）の使用方法も含めた応急手当の知識及び技術の普及を図るとともに、応急手当普及員の養成を一層強力に行っていく。また、自動車教習所における教習及び取得時講習、更新時講習において応急救護処置に関する知識の普及に努める。さらに、学校においては、小学校の「体育」及び中学校、高等学校の「保健体育」において、けがの手当てや心肺蘇生法等の応急手当について指導を行う。

これらに加え、消防局においては、教職員を対象とした応急手当普及員講習を開催し、教職員の応急手当に関する指導力の向上を図る。

#### エ 救急救命士の養成・配置等の促進

重度傷病者の救命効果の向上を図るため、救急救命士を計画的に養成・配置し、救急救命士の処置範囲の拡大により可能となった気管挿管、薬剤投与、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液を円滑に実施するための講習及び実習を推進する。また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

オ 救助・救急用資器材の整備の推進

救助工作車、救助設備の整備充実を図るとともに、高規格救急自動車、高度救命処置用資器材等の整備を推進し、高度な消防資器材の運用により、効率的な救助・救急活動の実施を図る。

カ 消防ヘリコプターによる救急業務の推進

他市が所有する消防ヘリコプターによる救急業務との連携を図る。

キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事案に対応すべく救助隊員、救急隊員の養成並びに知識・技能の向上を図るため、消防学校等における教育訓練並びに消防局及び各消防署における職場教育を積極的に推進する。

ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

高速自動車国道及び自動車専用道路における救急業務については、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社との相互の連携・協力のもと救急体制の整備を促進する。

ケ 緊急通報システムの整備

交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期救出及び事故処理の迅速化のため、人工衛星を利用して位置を測定するGPS技術を活用し、自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報を通報することなどにより、緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム（HELP）の普及を図る。

## 7 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けている上、交通事故にかかる知識、情報も乏しいことが少なくない。

そこで、交通事故被害者等を支援するため、自動車損害賠償保障制度や交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させる等、被害者支援を積極的に推進する。

### (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後とも社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化等に対応してその改善を推進し、被害者救済の充実を図る。

#### ア 自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進

(ア) 保険会社に対する被害者への情報提供の義務づけ及び国土交通大臣の指示・命令並びに自賠責保険・共済紛争処理機構の保険金支払に係る紛争の調停等により、保険金（共済金）の支払いの適正化を推進する。

(イ) 交通事故に係る医療費支払の適正化を推進する。

#### イ 無保険（無共済）車両対策の徹底

自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることに對し、広報活動等を通じて広く市民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。

#### ウ 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等

自賠責保険（自賠責共済）と共に重要な役割を果たしている任意の自動車保険（自動車共済）は、自由競争の下、補償範囲や金額、サービスの内容も多様化してきており、交通事故被害者等の救済に大きな役割を果たしているが、被害者救済等の充実に資するよう制度の改善及び安定供給の確保に向けて、その普及率の向上について引き続き指導を行う。

### (2) 損害賠償の請求についての援助等

#### ア 交通事故相談所の活動の強化

交通事故相談所の業務については、次の措置によりその充実強化を図る。

(ア) 地域における交通事故相談活動を充実するため、交通事故相談窓口の業務の充実を図る。

(イ) 相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて相談員の資質の向上を図る。

(ウ) 交通事故相談所において各種の広報を行うほか、広報誌等の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。

#### イ 損害賠償請求の援助活動等の強化

相談の内容により、関係援護機関・団体（交通事故紛争処理センター、日本司法支援センター、日弁連交通事故相談センター、自動車事故対策機構、そんぽADRセンター等）を積極的に紹介し、被害者の損害賠償請求に対する援助活動の強化を図る。

### （３）交通事故被害者支援の充実強化

#### ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付け、交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業等を推進し、交通事故被害者支援を図る。

また、重度後遺障害者に対する救済策を推進するため、自動車事故対策機構による重度後遺障害者に対する介護料の支給及び重度後遺障害者の治療・看護を専門に行う療護センターの運営に対する援助措置の充実を行う。

#### イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

刑事手続の概要、損害賠償手続等の教示や交通事故被害者等の救済・カウンセリングを目的とする機関・団体の紹介等適切な交通事故相談を行うとともに、被害者等に対して交通事故の概要、捜査状況等の情報を提供する被害者連絡制度をさらに充実させる。

また、交通死亡事故等を起こした加害者の行政処分等に関しても、被害者等からの問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。

さらに、警察本部に設置した被害者連絡調整官が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして本部と警察署が一体となった対応を協力を推進するとともに、交通事故被害者等の心情に配慮した対応をより一層強化するための指導教養の強化に努める。

#### ウ 交通事故により父母等を失った児童の福祉の増進

交通事故により父母等を失った児童の福祉の増進を図るため、遺児を養育する者に対し、堺市交通遺児手当を支給する。

## **8 調査研究の充実**

### **(1) 交通実態調査等の推進**

交通安全対策、駐車対策等の効果的な推進に資するため、交通実態の多角的な調査を実施するとともに、その有効活用を図る。

また、交通安全に関する研究開発を推進する大学及び民間研究機関との連携を密にし、研究開発の成果を交通安全施策に反映させるよう努める。

### **(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実・強化**

車載式の記録装置であるイベントデータレコーダー（EDR）や映像記録型ドライブレコーダー等のマイクロデータの充実を通じた交通事故分析への活用について検討を行う。

また、工学、医学、心理学等の分野の専門家等との連携・協力のもと、科学的アプローチによる交通事故の総合的調査研究を推進する。

### **(3) 交通安全教育に関する研究**

家庭、地域における交通安全教育、小・中学校及び高等学校での交通安全指導、市における交通安全対策業務推進体制と活動のあり方などについて各分野の専門家等との連携・協力のもとに調査研究し、新たな手法による交通安全教育活動を展開して、交通安全思想の普及の徹底を図る。

## 第2章 踏切道における交通の安全

### <踏切事故の現状等>

踏切事故は、長期的には減少傾向にある。  
しかし、改良すべき踏切道がなお残されている。



### <踏切道における交通の安全についての目標>

市民の理解と協力のもと、諸施策を総合的に推進することにより、  
踏切事故発生件数0を目指す。



### <今後の踏切道における交通安全対策を考える視点>

対策を実施すべき踏切道が、なお残されていることから、

- ・ 構造の改良及び連続立体交差化
- ・ 踏切保安設備の整備等それぞれの状況を勘案し、効果的な対策を推進する。



### <具体的な施策>

- 1 踏切道の連続立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 3 その他踏切道の交通安全と円滑化を図るための措置

## **第1節 踏切事故の現状等**

### **1 踏切事故の現状**

大阪府下において踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう。）は、長期的には減少傾向にあり、本市内における平成27年の発生件数は3件、死傷者数は4人となっている。

踏切道の改良等の安全対策については、これまでも積極的に推進してきたところであるが、改良すべき踏切道もなお残されているのが現状である。

### **2 第10次堺市交通安全計画における目標**

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、市民の理解と協力のもと、第2節に掲げる諸施策を総合的かつ積極的に推進することにより、踏切事故の発生件数0を目指すものとする。

## 第2節 踏切道における交通の安全についての対策

### 1 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

踏切道の交通安全対策は、これまでの種々の施策の取組みにより一定の効果が認められる。

しかし、踏切事故は、一たび発生すると多数の死傷者を生ずるなど悲惨な結果をもたらすものである。現在踏切の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制等の対策を実施すべき踏切道がなお残されている。これらの交通安全対策が、同時に渋滞の軽減による交通の円滑化や環境保全にも寄与することを考慮し、開かずの踏切への対策や高齢者等の歩行者対策等、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な安全対策を総合的かつ積極的に推進することとする。

また、各踏切道の遮断時間や交通量等の諸元、これまでの対策実施状況等を踏まえて、道路管理者と鉄道事業者が協力し「踏切安全通行カルテ」を作成・公表することにより、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進していくことも重要である。

### 2 講じようとする施策

#### (1) 踏切道の連続立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築に当たっては、極力立体交差化を図る。加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の整備等を促進する。

なお、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

以上のとおり、連続立体交差化による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、当面の対策や踏切周辺対策等も踏切対策に位置付け、ソフト・ハード両面からできる対策を総動員する。

#### (2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

さらに、道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等

を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識等の大型化、高輝度化による視認性の向上を図る。

### **(3) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置**

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告標、踏切信号機の設置や踏切保安設備等の高度化を図るための研究開発等を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。

駅員無配置化（無人駅）の鉄道駅そばの踏切道では、有人駅の場合と比べて、トラブル発生時への対応が遅れがちになることが懸念されるなどの点が指摘されている。踏切道の交通の安全と円滑化を図る側面からも、鉄道事業者と継続して協議していく。

また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。

# 資料編

- 1 堺市交通安全対策会議組織構成表
- 2 交通事故発生状況
  - (1)概況
  - (2)行政区別
  - (3)子どもの事故
  - (4)高齢者の事故
  - (5)自転車の事故

資料提供:大阪府警察本部

# 1 堺市交通安全対策会議組織構成表

堺市交通安全対策会議会長 堺市長

機 関	委 員	幹 事	
近畿地方整備局 大阪国道事務所	所 長	事業対策官	
近畿運輸局 大阪運輸支局	支 局 長	首席陸運技術専門官	
大阪府都市整備部 交通道路室	室 長	道路環境課課長補佐	
大阪府警察本部 交通総務課	課 長	企画担当管理官	
堺 市 警 察 部	部 長	総務課管理官	
堺 警 察 署	署 長	交通課長	
北 堺 警 察 署	署 長	交通課長	
西 堺 警 察 署	署 長	交通課長	
南 堺 警 察 署	署 長	交通課長	
黒 山 警 察 署	署 長	交通課長	
堺 市 教 育 委 員 会	教 育 長	保健給食課長	
堺 市	副 市 長	自転車まちづくり部長 ( 幹 事 長 )	
	財 政 局 長	財産活用課長	
	市 民 人 権 局 長	市民協働課長	
	健 康 福 祉 局 長		高齢施策推進課長
			障害者支援課長
	子 ども 青 少 年 局 長	幼保運営課長	
	建 築 都 市 局 長	交通政策課長	
	消 防 局 長	警 防 課 長	
	建 設 局 長		土木監理課長
			路 政 課 長
			道路計画課長
			道路整備課長
連続立体推進課長			

会長1名 委員19名 幹事24名

## 用語の意味

- 交通事故  
道路(道路交通法第2条第1項第1号に規定)において、車両、路面電車、列車の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴った事故(以下「人身事故」という。)をいう。
  - 件 数  
人身事故の発生件数をいう。
  - 死者  
交通事故発生後24時間以内に死亡したものをいう。
  - 第1当事者  
交通事故に関連した人のうち、過失が重いものをいい、過失が同程度の場合は、被害の最も軽いものをいう。第1当又は1当などと略して用いる。
  - 第2当事者  
交通事故に関連した人のうち、過失のないものか、過失がより軽いものをいい、過失が同程度の場合は、被害がより重いものをいう。第2当又は2当などと略して用いる。
  - 子どもの事故  
子ども(15歳以下で、かつ、中学生以下)が関連した(第1当又は第2当となった)事故をいう。
  - 高齢者の事故  
高齢者(65歳以上の人)が関連した(第1当又は第2当となった)事故をいう。
  - 自転車の事故  
自転車が関連した(第1当又は第2当となった)事故をいう。
- ※ ○○が関連した事故の件数や、○○自身の負傷者の数値はそれぞれの区分に重複して計上されている。  
(例)高齢者が自転車に乗車中に事故に遭った場合は、高齢者・自転車が関連した事故件数のそれぞれに1件計上。

## 2 交通事故発生状況

### (1) 概況

区分		年別	平成27年	平成26年	前年比較	
					増減	増減率(%)
堺市	件数(件)		4,231	4,292	-61	-1.4
	死者(人)		17	15	2	13.3
	負傷者(人)		5,106	5,211	-105	-2
大阪府	件数(件)		40,607	42,729	-2,122	-5
	死者(人)		196	143	53	37.1
	負傷者(人)		48,481	51,501	-3,020	-5.9
全国	件数(件)		536,899	573,842	-36,943	-6.4
	死者(人)		4,117	4,113	4	0.1
	負傷者(人)		666,023	711,374	-45,351	-6.4

※堺市域内は高速道路警察隊の管轄する道路を除く

### (2) 行政区別

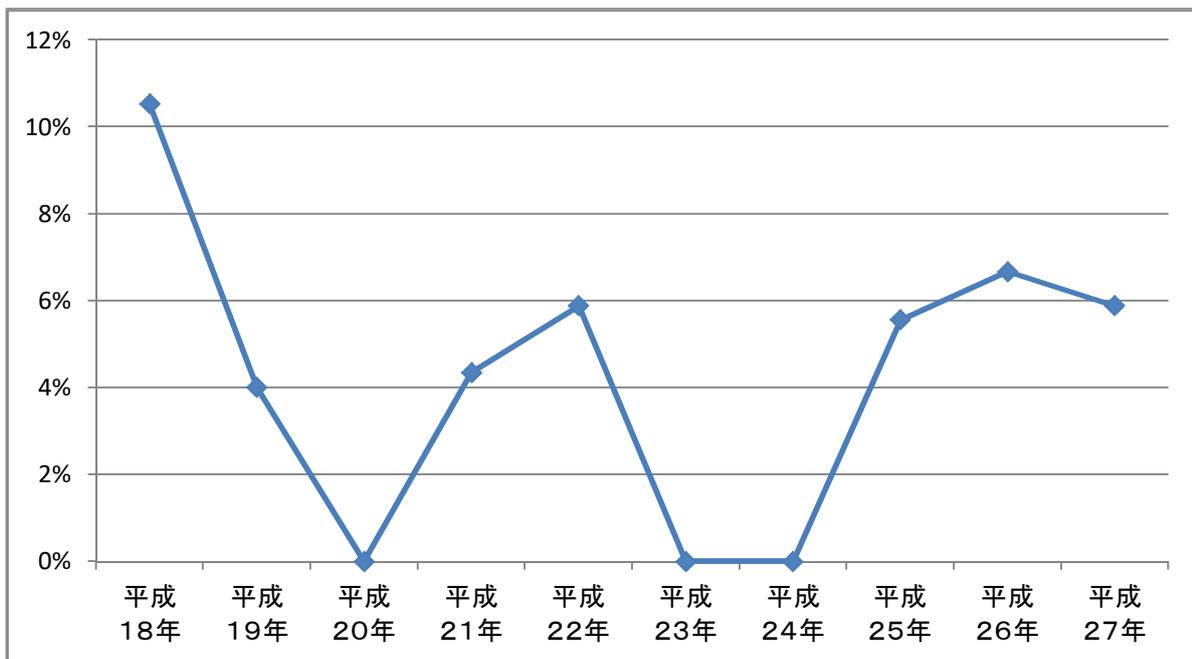
区分		年別	平成27年	平成26年	前年比較	
					増減	増減率
堺区	件数(件)		981	870	111	12.8%
	死者(人)		3	4	-1	-25%
	負傷者(人)		1,205	1,053	152	14.4%
中区	件数(件)		596	628	-32	-5.1%
	死者(人)		2	2	0	0%
	負傷者(人)		708	764	-56	-7.3%
東区	件数(件)		285	305	-20	-6.6%
	死者(人)		0	1	-1	-100%
	負傷者(人)		317	352	-35	-9.9%
西区	件数(件)		702	718	-16	-2.2%
	死者(人)		3	3	0	0%
	負傷者(人)		859	872	-13	-1.5%
南区	件数(件)		532	565	-33	-5.8%
	死者(人)		4	3	1	33.3%
	負傷者(人)		636	682	-46	-6.7%
北区	件数(件)		770	814	-44	-5.4%
	死者(人)		2	2	0	0%
	負傷者(人)		950	1,002	-52	-5.2%
美原区	件数(件)		365	392	-27	-6.9%
	死者(人)		3	0	3	300%
	負傷者(人)		431	486	-55	-11.3%

### (3) 子どもの事故

区分 \ 年別	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
件数(件)	332	318	322	302	316	300	241	233	191	189
死者数(人)	2	1	0	1	1	0	0	1	1	1
負傷者数(人)	605	529	499	506	520	484	417	383	347	324
全死者数(人)	19	25	15	23	17	14	16	18	15	17
全死者数に占める割合	10.5%	4.0%	0.0%	4.3%	5.9%	0.0%	0.0%	5.6%	6.7%	5.9%

※ 子どもが関連した(1当または2当)件数、死傷者数は子ども自身の人数を計上

#### ・全死者数に占める割合の推移

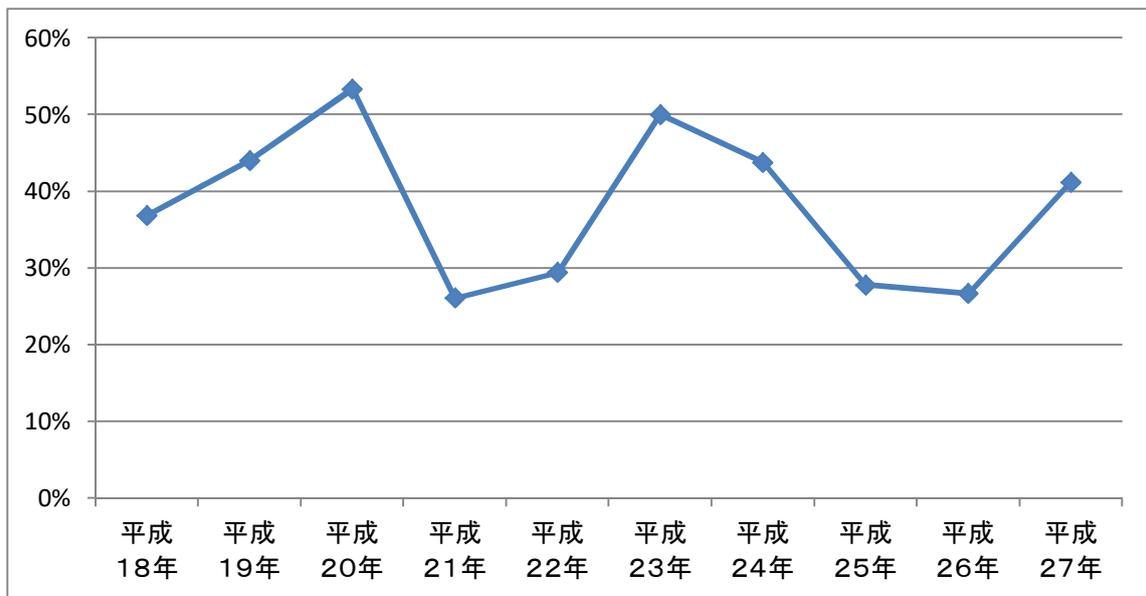


#### (4) 高齢者の事故

区分 \ 年別	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
件数(件)	1,043	1,097	1,166	1,170	1,181	1,161	1,157	1,173	1,121	1,160
死者数(人)	7	11	8	6	5	7	7	5	4	7
負傷者数(人)	696	740	773	770	746	701	720	759	689	690
全死者数(人)	19	25	15	23	17	14	16	18	15	17
全死者数に占める割合	36.8%	44.0%	53.3%	26.1%	29.4%	50.0%	43.8%	27.8%	26.7%	41.2%

※ 高齢者が関連した(1当または2当となった)件数、死傷者数は高齢者自身の人数を計上

#### ・全死者数に占める割合の推移

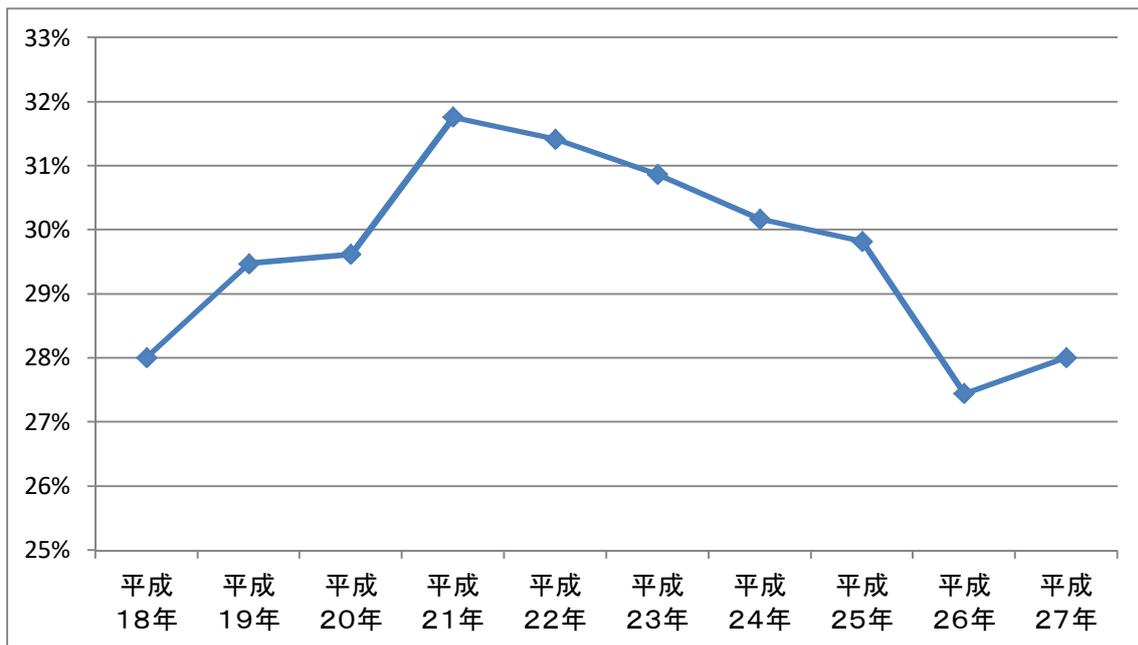


### (5) 自転車の事故

区分 \ 年別	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
件数(件)	1,737	1,693	1,643	1,694	1,656	1,582	1,475	1,393	1,178	1,185
全事故件数(件)	6,202	5,744	5,547	5,334	5,271	5,125	4,889	4,671	4,292	4,231
死者数(人)	3	5	2	4	6	3	6	3	3	6
負傷者数(人)	1,791	1,728	1,682	1,725	1,697	1,597	1,502	1,412	1,190	1,183
全事故件数に占める割合	28.0%	29.5%	29.6%	31.8%	31.4%	30.9%	30.2%	29.8%	27.4%	28.0%

※ 自転車に関連した(1当又は2当となった)件数、死傷者数は自転車乗用中の人数を計上

#### ・全事故件数に占める割合の推移



## 第10次堺市交通安全計画

平成29年 2月 発行

編集・発行 堺市交通安全対策会議 事務局  
堺市建設局自転車まちづくり部自転車企画推進課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
Tel 072-228-7636

堺市行政資料番号 1-J8-16-0296